

「委員会評価報告書」に対する検討結果等報告書

事業名	就学援助事業
担当課・室・係名	学校教育課・学校教育係
【処理方針や対応状況、並びに予算への反映状況等】	
<p>就学援助事業はすべての児童生徒が義務教育を円滑に受けるために必要な事業である認識の下、関係要綱等の規定に基づき適正な事務処理を行うことを確認しております。</p> <p>あわせて、県下各自治体における取組状況（制度の周知方法、申請期間及び方法、審査・認定基準、援助対象費目及び金額等）を把握し、本市との比較検討を行いました。</p> <p>審査・認定の手続きは、学校や福祉部署等との連携を深め、家庭事情や所得状況等を精査した上で総合的に審査し、様々な要因により就学援助を必要とする家庭に対し、認否の判定を行うこととしました。</p> <p>また、令和5年10月の生活扶助基準額の見直しによる就学援助への対応、能登半島地震の発生を踏まえた災害等による家計急変世帯への対応を協議し、審査基準の一部改正を行いました。これにより、来年度から新しい審査基準に基づき審査・認定をし、可能な限り迅速かつ弾力的に対応していきます。</p> <p>就学援助対象費及び支給方法については、他市の支給方法や各学校で学年や児童生徒の状況を踏まえた対応を行っていることを確認した結果、市内一律での支給が困難と判断し、現行どおりの内容で援助をしていくこととしました。</p> <p>今後は国・県の動向や社会状況の変化に応じて随時、審査基準や援助内容の見直しを行い、就学援助制度の充実と効果的な運用を行っていきます。</p>	